次业 0	令和7年7月7日(月)
貝科乙	第1回スマートウエルネスあさひかわプラン懇談会

会議の運営について

1 会議の公開について

協議事項	事務局案
(1) 会議の公開・非公開	旭川市市民参加推進条例第13条(附属機関の会
	議の公開等)により公開とする。
	ただし、旭川市情報公開条例に規定する非公開事
	項に該当する事項を検討する場合は非公開とする。

2 会議を公開する場合の傍聴について

協議事項	事務局案
(1) 傍聴者の定員	開催場所のスペースに応じてその都度定める。
(2) 傍聴者の受付	電話による予約や申請を要しないものとし、受付
	時間をあらかじめ周知する。
(3) 定員を超えた場合の取扱い	先着順により傍聴者を決定する。
(4) 傍聴者の遵守事項	裏面のとおり
(5) 傍聴者からの発言の申出	認めない

3 会議の記録の作成及び公表について

協議事項		事務局案
(1) 発言内容の記載方法		要点記録方式とする。
(2) 発言者の記載		匿名(A、B、C)で記載する。
(3) 会議記録の確定方法	案文を郵送等により示し、一定期間内に異議があ
		れば、連絡する方法により確認する。
(,	4) 会議記録の公表内容	
	ア 会議を公開した場合	(3)による確認後、速やかに公表する。
	イ 会議を非公開とした場合	開催日時、出席者、議題等についてのみ公開する。

傍聴される方への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。 これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。 円滑な会議進行のため、御協力をお願いします。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 発熱等の症状がある場合は入場をお控えください。
- 3 携帯電話等は、マナーモードに設定するか電源を切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー、ボイスレコーダー等の使用 は、御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、会議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 参加者の発言に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 新聞又は書籍の類を閲覧することは、御遠慮ください。
- 8 飲食及び喫煙は、御遠慮ください。
- 9 会議中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 10 秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴は、お断りいたします。
- 11 御質問・御意見のある方は、会議終了後、事務局員へお申出ください。
- 12 その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

※なお、本懇談会は、検討の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規 定する事項のいずれかに該当するおそれがあるときは、非公開としますので御了承ください。